

流動資産担保融資保証(通称ABL保証)は、売掛債権や棚卸資産を担保とし、経営者保証や不動産担保に依存しない資金調達をバックアップする保証です。

対象となる方	国内事業者に対する売掛債権または棚卸資産を保有する方 ただし、棚卸資産を担保とする場合は法人に限ります。
資金用途	運転資金および設備資金
保証限度額	2億円(保証協会の保証割合80%) (注)既存の流動資産担保融資保証の残高との合計で2億円以内とします。
保証形態	根保証または個別保証
保証期間	1年間(個別保証の場合は1年以内) ただし、個別保証で未発生債権を引当としない場合は6か月以内を目途とします。
貸付形式	根保証の場合 : 当座貸越 個別保証の場合: 手形貸付
返済方法	根保証の場合 : 約定弁済または非約定(随時)弁済 個別保証の場合: 一括返済
貸付利率	金融機関所定利率
担保	申込人の有する売掛債権および棚卸資産(どちらか一方を含む) ただし、個別保証の場合は売掛債権に限ります。 【売掛債権】 中小企業信用保険法第3条の4第1項に定める売掛金債権 (例: 売掛金債権、診療報酬債権、工事請負代金債権、運送料債権、割賦販売代金債権) (注1) ファクタリング等、既に他の資金調達手段のために提供されている売掛債権は対象となりません。 (注2) 債権譲渡制限特約のある売掛債権は、特約解除できる場合または抗弁放棄の意思表示を含む承諾が得られる場合を除き、対象となりません。 【棚卸資産】 動産譲渡登記をすることができる棚卸資産 (例: 商品仕入れによる在庫商品、製造業における製品在庫、原材料等) (注1) 次のような動産は本制度の担保の対象となりません。 ① 貨物引換証、預証券および質入証券、倉荷証券または船荷証券が作成されている動産 ② 民法の対抗要件とは別に、特別法により所有権の得喪に関する対抗要件が設けられている動産(自動車、船舶、航空機等)のうち、既に特別法により登録等がなされたもの (注2) 上記以外でも、審査の結果によっては、担保として不適切と判断する場合があります。 (例: 維持管理に高い費用やノウハウを要するもの、処分費用が担保価値を上回るもの、不良在庫等)
連帯保証人	不要
保証料率	年0.68%(責任共有保証料率を適用) (注) 会計処理に関する割引の適用が可能です。詳細はP4をご参照ください。
保証割合	部分保証(協会80%)

売掛債権や棚卸資産を担保とするには、保証決定後、借入までの間に「対抗要件の具備」と呼ばれる法律（民法または動産債権譲渡特例法）が定める手続きが必要となります（下表をご参照ください）。

	対抗要件 ※売掛債権については売掛先 ごとにいずれかを選択	具体的手続き	備考
対 抗 要 件	売掛債権	売掛債権の譲渡に関して売掛先の承諾を得る	売掛先から所定の「承諾書」をもらう
		売掛債権を譲渡したことを売掛先に通知する	売掛先に所定の「通知書」を内容証明郵便で郵送する
		売掛債権を譲渡したことを法務局に登録する 金融機関が必要と判断した時点で売掛先に通知する	東京法務局（中野）で債権譲渡登記 手続きを行う
	棚卸債権	棚卸資産を譲渡したことを法務局に登録する	東京法務局（中野）で動産譲渡登記 手続きを行う

- ①根保証の極度額は、担保として徴求する売掛債権の見積額に、下表に定める割合を上限とした第三債務者（売掛先）ごとの掛目（％）を乗じた額、および担保として徴求する棚卸資産の見積総額に30％を乗じた額の合計額を超えない範囲とする。
- ②個別保証にかかる貸付額は、返済引当となる売掛債権額に、下表に定める割合を上限とした第三債務者（売掛先）ごとの掛目（％）を乗じた額を超えない範囲とする。

	一般企業（A）	店頭、新興市場 上場有配企業（B）	官公庁 上場有配企業（C）
抗弁放棄の意思表示を含む承諾（注1）	80%	90%	100%
通知（注2）	75%	85%	95%
留保（注3）	70%	80%	90%

（注1）民法第467条の規定による確定日付のある「承諾」に加えて、現在および将来にわたり譲渡人に対して有する抗弁権を放棄する旨の意思表示がなされたもの

（注2）①登記事項証明書を添付した通知、または②民法第467条の規定による確定日付のある「通知」もしくは上記（注1）以外の「承諾」

（注3）上記（注2）①の留保

（注4）「有配」とは、保証決定時（もしくは期間延長時）直前期末の株主配当を実施していること

第三債務者（売掛先）は、次の①②③の事項を満たしたものに限ります。

①国内の事業者に限る（官公庁を含む）。

②根保証の場合：第三債務者と中小企業者（申込入）との間で、原則一定期間以上の取引を行っていること（一定期間の目安は「1年以上」としますが、今後安定的かつ継続的な取引が取引基本契約書等により見込める場合はこの限りではありません）。

個別保証の場合：継続的取引がない場合でも可。

③取引条件等が確認できること（『譲渡担保対象売掛先明細書（所定の様式）』および疎明書類（預金通帳、発注書、納品書、支払通知書等）で確認します）。

根保証の場合、融資実行後、以下の手続きがあります。

①金融機関は、1か月に1回以上、譲渡担保とした棚卸資産の売却代金および売掛債権の弁済金について、回収口座への入金状況を確認する必要があります。

②3か月に1回以上、譲渡担保とした棚卸資産および売掛債権の状況についての報告書を、取扱金融機関宛に提出していただくこととなります。

③棚卸資産を譲渡担保として徴求した場合、取扱金融機関が、1年に1回以上、事業所に立ち入り、譲渡担保とした棚卸資産の状況を確認します。

（注）上記①～③の手続きの中で棚卸資産の状況に大幅な変動がある場合等は、金融機関、当協会と対応を協議することとなります。

※上記は制度の概要であり、詳細につきましては各事務所・支所までお問い合わせください（お問い合わせ先は裏表紙をご覧ください）。